

部内限

基安労発 0331 第 1 号

平成 22 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部  
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
(公印省略)

平成 22 年度のメンタルヘルス対策に関する委託事業等について

職場におけるメンタルヘルス対策については、平成 21 年 3 月 26 日付け基発第 0326002 号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」等に基づき推進しているところであるが、平成 22 年度のメンタルヘルス対策に関する委託事業について、下記のとおり実施することとしたので、これらの事業を活用し、効果的なメンタルヘルス対策の推進に遺憾なきを期されたい。

記

1 平成 22 年度のメンタルヘルス対策に関する委託事業について

平成 22 年度においては下記事業の実施を予定している。事業内容、留意事項等は次のとおりである。

(1) メンタルヘルス対策支援センター事業(委託先:労働者健康福祉機構)

平成 22 年度は、新たに、下記イに記載する職場の管理監督者に対する教育を実施予定としている。

「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進に当たっての留意事項について」(平成 21 年 3 月 26 日付け基発第 0326003 号)の記の 1(3)カに基づき、

行うこと。

また、支援センターでは、下記カ(ア)のとおり都道府県労働局、労働基準監督署と共催により、職場のメンタルヘルス対策に関する説明会等を開催できることとしているので連携を密にして実施すること。

ア 相談の受付

メンタルヘルス不調の予防から、早期発見と適切な対応、メンタルヘルス不調者の職場復帰に至るまで、事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ等からの相談を受け、適切に回答する(4 月当初から実施予定)。

イ 個別事業場に対する訪問支援

メンタルヘルスに関する専門家等を事業場に派遣し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成 18 年 3 月 31 日付け健康保持増進のための指針公示第 3 号(以下、「指針」という。))で定められている「心の健康づくり計画」の策定、4 つのメンタルヘルスケアの推進、メン

タルヘルスクエアを推進するための教育研修・情報提供、職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調への気づきと対応、職場復帰における支援等について、具体的な取組方法等に関する助言等を行う(4月当初から実施予定。延べ8,000事業場以上に対して実施予定)。

また、職場の管理監督者に対し、指針に定められている管理監督者の役割や「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き(平成21年3月改訂)」に基づく管理監督者の取組事項などに関する教育を実施する(4月当初から実施予定。2,000事業場以上に対して実施予定)。

#### ウ メンタルヘルス交流会の開催

事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフ、メンタルヘルスに関する相談機関、医療機関等の関係者を集め、メンタルヘルスに関する事例の検討や、関係機関の連携等、関係者間の交流を行う会合を開催する(都道府県毎に1回以上実施予定)。

#### エ 相談機関の周知及び紹介

厚生労働省が策定した登録基準「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」(平成20年6月19日付け基安労発第0619001号)に基づく相談機関の登録に関して周知を行う。また、登録された相談機関の周知を行うとともに、事業者等の求めに応じて相談機関の紹介を行う。

#### オ その他

(ア) 職場のメンタルヘルス対策に関する説明会等を共催するなど、都道府県労働局、労働基準監督署と連携した取組を行う。

(イ) ホームページを開設し、事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフに対し、事業内容、メンタルヘルスに関する最新の情報、相談日の案内、研修会、説明会の案内等の情報を提供する。

(ウ) その他、支援センターの運営に関して必要な業務を行う。

#### (2) 労働者の健康保持増進対策事業(委託先:中央労働災害防止協会)

平成22年度は、新たに下記アに記載するメンタルヘルス不調の防止のためのストレス対処方法の検討を実施予定としている。なお、下記カに関して、平成22年度においては、

#### ア メンタルヘルス不調の防止のためのストレス対処方法の検討

過重な労働、不規則な労働、緊張の連続、孤立した業務等、様々な業種、業態におけるストレスの特徴等を分析し、これらの特徴を踏まえ、簡単な運動、リラクゼーション、生活習慣の改善等、効果的なストレス対処の取組を検討し、ストレス対処のためのテキストを作成する。

#### イ 事業場内メンタルヘルス教育研修担当者養成研修の実施

事業場内においてメンタルヘルスに関する教育研修を実施する者(事業場内メンタルヘルス担当者)等に対し、メンタルヘルス教育の実施に必要な知識等に関する研修を実施する(8月以降、7箇所以上の主要都市で実施予定)。

#### ウ 派遣元事業者等に対するメンタルヘルス研修会の開催

派遣元事業者等に対し、派遣労働者の特性を踏まえた職場のメンタルヘルス対策に関する研修を実施する(9月以降、東京で開催予定)。

#### エ 職場のメンタルヘルスに関する説明・討論会の開催

事業者、産業保健スタッフを対象として、メンタルヘルスに関する最新の動向や企業の取組など、職場のメンタルヘルスに関する説明・討論会を開催する(1月頃に東京で開催予定)。

オ 自殺対策に関する研修会の開催等

事業者、産業保健スタッフ等に対し、職場における自殺対策に関する研修を実施する(6月以降、全国25箇所以上で実施予定)。

カ 事業場に対する助言等(中央労働災害防止協会愛称名「事業場の心の健康アドバイス」)

職場のメンタルヘルスに関する事業場の取組の充実を図るため、「心の健康づくり計画」の策定等に関し、メンタルヘルスに関する有識者による助言等を実施する(4月以降、延べ2,000回以上の助言等を実施予定)。

キ 事業者等向け資料の作成、配布

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」、その他、事業場におけるメンタルヘルス対策に関する取組事例等に関する資料を作成し配布する。

(3) メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事業(委託先:産業医学振興財団)

職場の人間関係等に悩む労働者やその家族、事業者、産業保健スタッフ等に対し、職場のメンタルヘルスに関する情報を提供するため、悩みを乗り越えた方などの体験談の紹介、メンタルヘルスケアへの支援を行う専門の相談機関や医療機関の案内、事業場のメンタルヘルス対策の取組に関する事例の紹介、Q&A等の情報を掲載する。

平成22年度は、新たに、教育・研修機能を付加することを予定している。

(4) 精神科医等を対象とした研修事業(委託先:労働者健康福祉機構)

精神科医及び産業医に対し、それぞれ産業保健に関する研修、メンタルヘルスに関する研修を全国で実施する(7月以降、精神科医の研修は全国24回以上、産業医の研修は全国47回以上において実施予定)。

2 安全衛生担当職員によるメンタルヘルスに関する個別指導、支援センターの専門家による事業場への訪問支援及び「心の健康アドバイス」による事業場への訪問支援について

「安全衛生業務の推進について」(平成22年2月19日付け基安発0219第1号)記の2(1)に示されているとおり、平成22年度においては、別途指示する指導要領に基づき、事業場に対し、職場のメンタルヘルス対策に関する具体的な取組方法等に関する個別指導を積極的に実施することとしている。

安全衛生担当職員によるメンタルヘルスに関する個別指導、委託事業による事業場支援は概ね次のとおりであるが、その運用に当たっては、地域の実情等に応じて柔軟に対応して差し支えないこと。

(1) 安全衛生担当職員による個別指導

「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」(平成21年3月26日付け基発第0326002号)、「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進に当たっての留意事項について」(平成21年3月26日付け基発第0326003号)のほか、「メンタルヘルス対策に関する個別指導等の的確な実施について」(平成22年3月30日付け基発0330第1号)及び関係通達に基づき実施。

(2) 支援センターが行う個別事業場に対する訪問支援(上記1(1)イに基づくもの)

ア 支援対象

[redacted]  
[redacted]  
イ 支援回数

ウ 支援内容

[redacted] 事業場における体制  
や仕組みづくり等に関する助言

(3) 「心の健康アドバイス」による個別事業場に対する助言(上記1(2)カに基づくもの)

ア 支援対象

[redacted]  
イ 支援回数

ウ 支援内容

職場復帰支援等取組が困難な事項等に関する具体的な取組方法の助言